

地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について（令和3年度当初予算分）

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収部分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その用途を明確化することが求められています。

令和3年度一般会計予算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	312,545 千円
(歳出) 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費	2,472,417 千円

区分	事業費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	1,645,276	958,341	22,145	176,072	488,718
社会保険	760,539	137,871	0	117,538	505,130
保健衛生	66,602	8,896	0	18,935	38,771
合計	2,472,417	1,105,108	22,145	312,545	1,032,619